

国立大学法人東京農工大学における公益通報者の保護等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 管理体制(第3条・第4条)</p> <p>第3章 通報処理体制等(第5条―第15条)</p> <p>第4章 公益通報者の保護(第16条―第18条)</p> <p>第5章 その他(第19条・第20条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 管理体制 (総括者)</p> <p>第3条 本学における公益通報の処理に関する総括者は、<u>理事(総務・経営企画担当)</u>をもって充てる。</p> <p>(通報窓口)</p> <p>第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、<u>監査室</u>に、通報窓口を設置する。</p> <p>2 通報窓口職員を置き、<u>監査室</u>の職員をもって充てる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 管理体制(第3条・第4条)</p> <p>第3章 通報処理体制等(第5条―第15条)</p> <p>第4章 公益通報者の保護(第16条―第18条)</p> <p>第5章 その他(第19条・第20条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 管理体制 (総括者)</p> <p>第3条 本学における公益通報の処理に関する総括者は、<u>理事(統括・経営担当)</u>をもって充てる。</p> <p>(通報窓口)</p> <p>第4条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、<u>コンプライアンス推進室</u>に、通報窓口を設置する。</p> <p>2 通報窓口職員を置き、<u>コンプライアンス推進室</u>の職員をもって充てる。</p>	<p>ガバナンス体制強化に伴う改正</p> <p>通報窓口の所掌変更</p>

附 則(令和4年4月1日規程第10号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。